

随意契約の結果

【令和5年4月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構本社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
UR賃貸住宅入居促進（ブランド）に係るWEB広告出稿業務（5月請求分）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和5年4月28日	(株)電通東日本 東京都港区新橋4-21-3	1010401050996	21,791,385円	21,791,385円	100.0%	本業務は、UR都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制作力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、会計規程第51条第3項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
UR賃貸住宅入居促進（セールス）に係るWEB広告出稿業務（5月請求分）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和5年4月28日	(株)電通東日本 東京都港区新橋4-21-3	1010401050996	40,797,900円	40,797,900円	100.0%	本業務は、UR都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制作力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、会計規程第51条第3項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
UR賃貸住宅入居促進（くらしのカレッジ）に係るWEB広告出稿業務（5月請求分）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和5年4月28日	(株)電通東日本 東京都港区新橋4-21-3	1010401050996	9,020,002円	9,020,002円	100.0%	本業務は、UR都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制作力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、会計規程第51条第3項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
(MUJ I×UR) 令和5年度入居促進に係る情報発信等業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和5年4月28日	(株)MUJ I HOUSE 東京都豊島区東池袋4-26-3	4013301017823	21,766,800円	18,649,400円	85.7%	本業務は、企画提案方式で契約したPR等業務の下で効果のあった特定事業者(MUJ I HOUSE)との連携による当該事業者とのブランド(MUJ I×UR)を用いたPR業務である。特定事業者との連携によるPR業務は、当該業者でなければできないものであることから、計規程第51条第3項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
令和5年度若手・中堅職員向けキャリアアップ研修実施業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和5年4月17日	(株)wiwiw 東京都新宿区西新宿7-5-25	2011101043570	2,310,000円	2,277,000円	98.6%	本業務は、当機構のダイバーシティ推進に係る取り組みの一つとして、効率的な働き方や多様な働き方に対する理解を深め、ワーク・ライフ・バランスの向上に向け職員の意識醸成を図ることを目的として実施するものである。本業務実施に当たっては、専門的な知識と能力を有する者に実施させることにより、より効果的な業務遂行が期待できることから、企画提案競技方式により契約相手先の選定を行った。選定の結果、総合的に優れていた当該法人と会計規程第51条第3項第一号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
不正通信監視サービス	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和5年4月1日	(独)情報処理推進機構 東京都文京区駒込二丁目28-8	5010005007126	30,053,815円	30,053,815円	100.0%	「サイバーセキュリティ戦略」等に基づき、政府機関全体としてサイバーセキュリティを強化することを目的に独立行政法人も監視対象とされたため、会計規程第51条第3項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
令和4年度電子入札コアシステム年間使用契約	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和5年4月1日	(一財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	4010405010556	1,668,348円	1,668,348円	100.0%	ライセンスプログラムの使用権許諾及び保守サービスの提供につき、唯一の実施可能者であるため、会計規程第51条第3項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				

※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
 ・予定価格が100万円を超える役務
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。